

交流施設のご利用について

金沢海みらい図書館の交流施設(交流ホール、集会室、グループ活動室、ギャラリー)は、教育・文化に関する活動や地域活動(営利目的の活動を除く)にご利用いただけます。

電子申請はこちら



※スマートフォン版

● ご利用の流れ ●

①利用団体概要を提出(団体登録)

事前に団体登録を行ってください。 ※初回のみ館より活動内容を詳しくお尋ねいたします。

②施設、備品の空き状況を問合せ(利用月の3ヶ月前から可能)

ご利用可能な施設や設備については裏面をご覧ください。
会場、機材の下見は随時受け付けております。

③使用施設申請書を提出(利用月の3ヶ月前から利用日の前日まで)

電子申請はPC、またはスマートフォンから行えます。
内容によっては打合せをお願いする場合がございます。

【パソコンから】

金沢市図書館ホームページへアクセス

図書館情報>その他の様式>金沢海みらい図書館 電子申請

【スマートフォンから】

左上のQRコードを読み取りアクセスしてください

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です

④使用承認書について

金沢市電子申請サービスから随時、ご確認頂けます
※電子申請以外の場合は郵送またはFAXでお送りします

⑤使用当日

1階カウンターで団体名をお申し付けください
準備、後片付けも含め、時間を守ってお使いください

● 利用について ●

料金 無料

平日 10:00~19:00

土日祝 10:00~17:00

※21:00まで延長可(要相談)

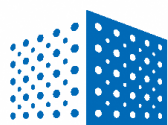
※休館日は使えません

● 利用できる団体 ●

金沢市内に所在する
非営利目的の団体

● このような活動にはお使いいただけません ●

- ・企業等の社内会議、研修等
- ・入場料等を徴収する公演等
- ・宗教的活動、政治的活動
- ・その他、管理上支障があるもの



金沢海みらい図書館
Kanazawa Umimirai Library

お問い合わせ 庶務担当

TEL 266-2011 / FAX 266-2014

交流施設の設備一覧

施 設	収 容 人 数	主 な 設 備	使 用 例	飲 食
交流ホール	約200席 ～ 250席	移動閲覧席(112席) 追加イス(120席) 可動式ステージ プロジェクター マイク設備 CD/DVD デッキ	講演会 上映会 音楽 演劇 各種展示 など	×
集会室	約30席	プロジェクター スクリーン TV モニター マイク設備 CD/DVD デッキ	講演会 朗読会 打合せ会 など	○ (茶菓程度)
グループ活動室	約20席			
ギャラリー	—	展示ケース 展示パネル	絵画展 パネル展 など	○
地域情報フロア	—	フロアの趣旨に合った展示等にお使いいただけます 詳細はお問い合わせください		×

※ 利用状況、空き状況につきましては、あらかじめ当館までお問い合わせください。

金沢市立金沢海みらい図書館の施設の使用に関する要綱

(平成23年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）第12条の規定による同条の表金沢海みらい図書館の項に掲げる施設（以下「施設」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の対象者)

第2条 施設を使用することができるものは、本市に住所を有する団体で、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める事業を行おうとするものとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 集会室 次のアからエまでに掲げる事業

ア 教育、文化又は芸術（以下「教育等」という。）に関する講演会、研修会、読書会、会議、打合せ会等

イ 絵画、書道、写真、工芸等（以下「絵画等」という。）に関する展示会

ウ ボランティア等の活動に関する研修会、会議又は打合せ会

エ その他教育委員会が適当と認める事業

(2) グループ活動室 次のアからウまでに掲げる事業

ア 教育等に関する研修会、読書会、会議、打合せ会等

イ ボランティア等の活動に関する研修会、会議又は打合せ会

ウ その他教育委員会が適当と認める事業

(3) 交流ホール 次のアからオまでに掲げる事業

ア 教育等に関する講演会、研修会、学会等

イ 教育等に関する映像上映会

ウ 音楽に関する演奏会、朗読劇、落語等の上演会

エ 絵画等に関する展示会

オ その他教育委員会が適当と認める事業

(4) ギャラリー 絵画等に関する展示会

(使用の申請)

第3条 金沢市図書館条例（昭和54年条例第7号。以下「条例」という。）第7条の規定により施設の使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、金沢市立金沢海みらい図書館使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、教育委員会に申請しなければならない。

(申請書の受付期間)

第4条 申請書の受付期間は、施設を使用する日（以下「使用日」という。）の3箇月前の日の属する月の初日から使用日の前日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用承認書の交付)

第5条 教育委員会は、施設の使用を承認したときは、金沢市立金沢海みらい図書館使用承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用時間及び使用日数等の制限)

第6条 施設の使用時間は金沢海みらい図書館の開館時間とし、各施設の使用日数等は別表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、これを変更することができる。

(使用の承認の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しないものとする。

- (1) 条例第8条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触すると認められるとき。
- (3) 入場者から入場料その他これに類する料金（テキスト等に係る実費相当額を除く。）を徴収するとき。
- (4) 飲酒、飲食等（教育委員会がやむを得ないと認める飲食を除く。）を伴う使用のとき。
- (5) 営利を目的とする団体等が開催する研修会、発表会等（市民の生涯学習の振興に資するものとして教育委員会が特に認めるものを除く。）に使用しようとするとき。

(使用の承認の取消し等)

第8条 教育委員会は、第5条の規定により施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) 施設を第2条各号の事業以外の目的に使用したとき。
- (3) 使用の条件に違反したとき。
- (4) その他管理上必要があるとき。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の使用に際し、事前に使用の方法その他必要な事項を打合せをすること。
- (2) 施設の使用を終了したときは、直ちに館長に届け出て、点検を受けること。
- (3) 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙をし、又は釘等を打たないこと。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年5月21日から施行する。

別表（第6条関係））

区 分	使 用 日 数 等
集会室	第2条第1号ア、ウ又はエに掲げる事業を行うため使用する場合 一の講演会、研修会等について、1箇月につき4日以内
	第2条第1号イに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、13日以内
グループ活動室	1箇月につき4日以内
交流ホール	第2条第3号ア、イ、ウ又はオに掲げる事業を行うため使用する場合 一の講演会、研修会等について、1箇月につき4日以内
	第2条第3号エに掲げる事業を行うため使用する場合 一の展示会について、13日以内
ギャラリー	一の展示会について、13日以内

摘要

- 1 集会室、交流ホール及びギャラリーにおける展示会にかかる設営等に要する日数は、一の展示会につき、別途2日以内とする。
- 2 交流ホールにおける講演会、研修会等にかかるリハーサル、設営等に要する日数は、一の講演会、研修会等につき、別途4日以内とする。

決裁伺	令和	年	月	日
館 長	課 員			担 当

1. 新規登録
2. 登録内容変更
- (代表者・名称・住所・活動内容)

利 用 団 体 概 要

名 称	
所 在 地	金沢市
代 表 者	
連 絡 先	 — —
設 立 時 期	年 月 日
会 員 数	人
団 体 設 立 目 的	
活 動 内 容	
使 用 目 的	
そ の 他	

＊ 会の規約、補足資料等があれば、添付して下さい。

様式第 1 号（第 3 条関係）

※伺	館長	館長補佐	僚	担当

金沢市立金沢海みらい図書館使用申請書

年 月 日

（あて先）金沢市教育委員会

住 所
団体名
代表者名
電 話

金沢市立金沢海みらい図書館の施設を使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 施 設 名	☐ 集会室 ☐ グループ活動室 1 ☐ 交流ホール ☐ グループ活動室 2 ☐ ギャラリー ☐ グループ活動室 3
使 用 の 目 的	
使 用 の 内 容	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
	年 月 日（ 曜日） 時 分～ 時 分
使 用 予 定 人 数	人
料 金 等 の 徴 収	☐ 有り （1人につき 円） ☐ 無し
会 場 責 任 者	住 所 氏 名 電 話 F A X (FAX 番号の記載がある場合、使用承認書を FAX でお送りいたします)
※備 考	

- (1) 該当する□の中にレ印を付けてください。
(2) ※欄は記入しないでください。

※ 発 送		※ 入 力	
-------------	--	-------------	--